

# 参 考 资 料



# 資料1 下水道計画の経緯

## 1 流域関連公共下水道基本計画の経緯

策定年月	計画区域面積 (ha)	計画処理 人口(人)	計画汚水量 (日最大)(㎡/日)	幹線管渠延長 (m)	概算事業費 (億円)	計画目標 年次	計画の概要・主な変更内容
昭和52年10月	汚水3,925(322) 雨水3,111(322)	206,000 (54,000)	194,600 家庭134,900 工場・畜産38,900 地下水20,800	汚水71,580(6,670) 雨水38,100(2,670)	821	昭和65年	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地3,111ha+集落814ha=3,925ha</li> <li>10処理分区(一色、小牧原、小牧、外山、間々、三ツ淵、北里、市下、村中、南外山)</li> </ul>
昭和56年3月	同上	同上	同上	汚水71,530(6,680) 雨水38,670(2,520)	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>幹線ルート、受持区域の変更(21幹線)</li> <li>都市下水道(市之久田幹線、小針幹線)を公共下水道に変更</li> <li>合瀬川第2排水区を同第2-1、2-2、2-3排水区に分割</li> <li>排水区界の変更(11排水区)</li> </ul>
昭和58年12月	同上	同上	同上	汚水71,710(6,580) 雨水36,090(2,500)	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>幹線ルート、受持区域の変更(10幹線)</li> <li>九段所2号幹線及び久保一色汚水幹線を新規追加、久保一色雨水幹線及び東田中雨水幹線を廃止</li> </ul>
昭和61年12月	同上	同上	同上	汚水71,780(6,580) 雨水37,330(2,500)	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>名称変更：九段所幹線→九段所1号幹線、北5号幹線→北4号幹線</li> <li>都市下水道(藤島幹線、同放流幹線、藤島ポンプ場)を公共下水道に変更</li> <li>幹線ルート、受持区域の変更(12幹線)</li> </ul>
昭和63年3月	汚水4,072(322) 雨水3,316(322)	164,200 (40,000)	130,900 家庭 78,400 工場 40,700 地下水11,800	汚水70,110(6,580) 雨水38,490(2,530)	980	平成17年	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域の拡大→市街地3,301ha+集落771ha=4,072ha</li> <li>計画目標年次、計画汚水量(人口、原単位)の変更</li> <li>管渠計画(管径等)の変更(一色西汚水幹線、小牧雨水幹線及び大洞幹線を新規追加、本庄東及び本庄雨水幹線を廃止)</li> </ul>
平成3年3月	汚水4,097(322) 雨水3,415(322)	同上	同上	汚水70,020(6,580) 雨水36,640(2,530)	1,080	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域の拡大及び一部削除→市街地3,304ha+集落793ha=4,097ha</li> <li>処理分区界の変更</li> <li>管渠計画(配置、管径等)の変更(上末及び上末北汚水幹線を新規追加、東田中東、樋之口及び下末汚水幹線、大山、文津東、北外山及び外山雨水幹線を廃止)</li> </ul>
平成7年3月	同上	同上	同上	汚水70,710(6,580) 雨水36,370(2,530)	1,250	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>管渠計画(配置、管径等)の変更(新小木汚水幹線を新規追加)</li> <li>汚水管最小口径の変更(⊙250mm→⊙200mm)</li> </ul>
平成10年3月	同上	同上	同上	汚水70,710(6,580) 雨水36,340(2,530)	1,260	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水区界の変更(合瀬川第2-1、同2-2排水区界)</li> <li>自才ポンプ場及び自才雨水貯留管を新規追加</li> <li>小牧原西雨水幹線ルート及び区間の変更</li> </ul>

(注) ( )内は、桃花台ニュータウン域内分を示す。

策定年月	計画区域面積 (ha)	計画処理 人口(人)	計画汚水量 (日最大)(㎥/日)	幹線管渠延長 (m)	概算事業費 (億円)	計画目標 年次	計画の概要・主な変更内容
平成12年3月	汚水 4,355 市街地3,426 集落 929 雨水 3,470 市街地3,426 集落 44	157,200 市街地 141,540 集落 15,660	109,400 生活 62,900 営業 13,600 工場 21,400 地下水11,500	汚水 78,080 雨水 35,660	1,250	平成27年	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域の変更(想定市街地の拡大、集落区域の全面見直し)</li> <li>計画目標年次、計画汚水量(人口、原単位)の変更</li> <li>南外山処理分区(春日寺地区)を流域関連公共下水道(北里処理分区)に編入</li> <li>処理分区界、排水区界の変更(大山川第9、第10排水区の統合ほか)</li> <li>管渠計画(配置、管径等)の変更(高根、下末、二重堀東、多気西及び多気東汚水幹線を新規追加、上末雨水幹線を廃止、北外山西雨水幹線ルート・吐口を変更)</li> <li>汚水管最小口径の変更(◎200mm→◎150mm)</li> </ul>
平成14年3月	同上	同上	同上	汚水 78,500 雨水 35,600	1,250	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>中島川排水区の計画対象降雨を10年確率にレベルアップ</li> <li>藤島雨水調整池の新規追加</li> <li>藤島ポンプ場及び藤島雨水幹線(新設区間)の能力変更</li> <li>外山汚水幹線、北里汚水幹線のルート変更及び竹林汚水幹線の区間変更(延伸)</li> </ul>
平成16年3月	同上	同上	同上	汚水 79,050 雨水 35,600	1,250	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理分区界の変更</li> <li>汚水管渠計画の変更(本庄北、間々北及び西之島北汚水幹線の新規追加。外山及び間々原汚水幹線ルートの一部変更。久保一色、久保、二重堀東、間々西及び村中汚水幹線の区間変更。)</li> </ul>
平成19年3月	同上	同上	同上	汚水 79,080 雨水 34,730	1,250	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚水管渠計画の変更(二重堀東及び竹林汚水幹線ルートの一部変更)</li> <li>排水区界の変更(中江川第2排水区等)</li> <li>雨水管渠計画の変更(下小針雨水幹線の区間変更及び能力変更)</li> </ul>
平成23年3月	汚水 3,667 市街地2,849 集落 818 雨水 2,893 市街地2,849 集落 44	151,900 市街地 129,720 集落 22,180	94,000 生活 55,400 営業 11,800 工場 16,700 地下水10,100	汚水 76,810 雨水 30,900	1,040	平成37年	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域の変更(市街化想定区域の廃止、集落区域の全面見直し)</li> <li>計画目標年次、計画汚水量(人口、原単位)の変更</li> <li>処理分区界の変更(市下処理分区、村中処理分区)</li> <li>排水区界、排水区名の変更(計画区域全域対象)</li> <li>汚水管渠計画の変更(池之内汚水幹線はじめ17幹線の区間及びルートの一部変更。高根、間々北、多気西、多気東及び小本東汚水幹線の廃止。)</li> <li>雨水管渠計画の変更(入鹿出、三ッ淵北、大島、舟津南、岩崎原北、新町、応時、上末西、上末、小牧南及び東田中雨水幹線の新規追加。村中北雨水幹線はじめ25幹線の区間及びルートの一部変更。横内、村中、西巾、三ッ淵、小牧西、小針、下末南及び小牧原東雨水幹線の廃止。)</li> <li>大輪、向町及び藤島第2ポンプ場の新規追加</li> <li>堀の内調整池はじめ雨水貯留施設14箇所の新規追加。</li> </ul>

2 都市計画決定の経緯(小牧公共下水道) (1)

計画決定年月日	排水区域面積(ha)	下水管渠	その他の施設	計画人口(人)	計画汚水量(日最大)(㎥/日)	概算事業費(億円)	主な変更内容等
昭和48年7月26日 48指令都計第5-65号	汚水 322 雨水 322	汚水 7,890m 雨水 2,700m	桃花台終末処理場21,960㎡ 桃花台汚水中継ポンプ場 1,820㎡	54,000	39,400	51.7	排水区域:桃花台ニュータウンのみ 単独公共下水道(桃花台処理区)
昭和52年11月24日 52令都計第5-109号	汚水 2,683 雨水 2,683	汚水 61,930m 雨水 32,410m	桃花台汚水中継ポンプ場 1,820㎡	177,000	164,600	610	排水区域を昭和52年市街化区域(南外山17haを除く)に変更 流域関連公共下水道(9処理分区)
昭和56年3月28日 56令都計第4-12号	同上	汚水 61,880m 雨水 32,830m	同上	同上	同上	612	幹線ルートの変更(19幹線) 都市計画下水道市之久田幹線及び小針幹線を編入 小牧原西雨水幹線を廃止(合瀬川第2排水区を同2-2、2-3排水区に分割) 排水区の変更(11排水区)
昭和58年12月3日 58令都計第4-121号	同上	汚水 62,060m 雨水 32,250m	同上	同上	同上	同上	幹線ルートの変更(10幹線) 九段所2号幹線、久保一色汚水幹線を新規決定 久保一色雨水幹線、東田中雨水幹線を廃止 九段所幹線を九段所1号幹線に、北5号幹線を北4号幹線に名称変更
昭和61年12月2日 61令都計第4-74号	同上	汚水 62,130m 雨水 33,490m	桃花台汚水中継ポンプ場 1,820㎡ 藤島ポンプ場 950㎡	同上	同上	708	都市下水道(藤島幹線、同放流幹線、藤島ポンプ場)を編入 幹線ルートの変更(12幹線)
昭和63年11月24日 63令都計第4-78号	汚水 2,761 雨水 2,761	汚水 61,030m 雨水 34,240m	同上	163,000 (全体計画)	130,200 (全体計画)	815	排水区域の変更:市街化区域2,722ha(南外山17ha除く)、市街化調整区域39ha 幹線ルート、断面の変更(36幹線) 一色西汚水幹線、小牧雨水幹線、大洞幹線を新規決定 本庄東雨水幹線、本庄雨水幹線を廃止
平成3年11月21日 3令都計第4-105号	汚水 2,873 雨水 2,873	汚水 26,830m 雨水 160m	同上	同上	同上	940	排水区域の変更:市街化区域2,831ha(南外山17ha除く)、市街化調整区域42ha 下水排除面積100ha未満の下水管渠を廃止(都市施設の表示方法の変更 による)
平成10年7月27日 10令都計第 号	同上	村中東雨水幹線 桃花台汚水幹線	自オポンプ場 藤島ポンプ場 桃花台汚水中継ポンプ場	同上	同上	946	自オポンプ場を新規決定 村中東雨水幹線及び桃花台汚水幹線を除く下水管渠を廃止し、当該幹線 の終点位置を変更(都市施設の表示方法の変更による)
平成12年9月14日 小牧市告示第67号	汚水 2,890 雨水 2,890	同上	同上	133,370	95,100	955	排水区域の変更:市街化区域2,848ha(春日寺地区17haを編入)、市街化 調整区域42ha

(2)

計画決定年月日	排水区域面積 (ha)	下水管渠	その他の施設	計画人口 (人)	計画汚水量 (日最大)(㎥/日)	概算事業費 (億円)	主な変更内容等
平成15年1月8日 小牧市告示第 号	汚水 2,891 雨水 2,891	村中東雨水幹線 桃花台汚水幹線	自オポンプ場 藤島ポンプ場 桃花台汚水中継ポンプ場 藤島雨水調整池	133,370	95,100	956	排水区域の変更：市街化区域2,849ha(久保一色東二丁目地内1haを編入)、市街化調整区域42ha 藤島雨水調整池を新規決定
平成17年10月26日 小牧市告示第80号	同上	同上	同上	同上	同上	958	藤島雨水調整池の実施詳細設計における浮力対策検討結果に基づく構造形式の変更とこれに伴う施設配置計画の変更による区域の変更。
平成22年12月24日 小牧市告示第121号	同上	同上	同上	同上	同上	同上	都市計画区域の再編に伴う名称の変更(「尾張北部都市計画下水道」を「尾張都市計画下水道」に変更)
平成23年 8月 5日 小牧市告示第82号	同上	同上	自オポンプ場 藤島ポンプ場 桃花台汚水中継ポンプ場 藤島雨水調整池 大輪ポンプ場 向町ポンプ場	130,540	80,900	963	大輪ポンプ場及び向町ポンプ場を新規決定

(注) 計画決定年月日：平成10年までは愛知県知事承認年月日、平成12年以降は小牧市告示年月日を示す。

### 3 公共下水道事業計画の経緯

(1)

認可年月日	事業計画区域面積 (ha)	計画処理人口 (人)	計画汚水量 (日最大) (㎥/日)	管渠延長 (m)	処理施設、貯留施設	建設事業費 (億円)	事業施行期間	備考
昭和48年11月26日 建設省愛都下事発第35号	汚水 321.5 雨水 321.5	54,000	39,400	汚水 33,105 雨水 21,627	桃花台下水終末処理場 桃花台汚水中継ポンプ場	51.7	昭和48年11月26日 ～昭和54年3月31日	桃花台処理区
昭和52年12月27日 52令下水第2-8号	汚水 916 (322) 雨水 916 (322)	104,050	84,200	汚水214,890 (47,580) 雨水121,390 (54,500)	桃花台汚水中継ポンプ場	87	昭和52年12月27日 ～昭和61年3月31日	流域関連公共下水道/5処理分区(小牧原322ha、小牧138ha、外山286ha、間々7ha、北里162ha)
昭和56年11月12日 56令下水第2-4号	同上	同上	同上	汚水224,860 (57,410) 雨水100,360 (25,280)	同上	202	昭和52年12月27日 ～昭和62年3月31日	同上
昭和59年3月7日 59令下水第2-4号	同上	同上	同上	汚水224,970 (57,520) 雨水102,220 (27,150)	同上	257	昭和52年12月27日 ～昭和66年3月31日	同上
昭和60年3月20日 60令下水第2-6号	汚水1,091 (322) 雨水1,091 (322)	116,338	93,290	汚水265,860 (57,520) 雨水122,050 (27,150)	同上	293	同上	6処理分区(一色86ha、小牧原399ha、小牧138ha、外山286ha、間々7ha、北里175ha)
昭和62年3月20日 62令下水第2-1号	汚水1,111 (322) 雨水1,111 (322)	116,538	94,013	汚水271,840 (57,480) 雨水125,290 (27,150)	桃花台汚水中継ポンプ場 藤島ポンプ場	345	同上	6処理分区(一色86ha、小牧原399ha、小牧138ha、外山286ha、間々27ha、北里175ha)
平成元年4月13日 1令下水第2-8号	汚水1,281 (322) 雨水1,281 (322)	49,200 (水洗化人口)	26,577 (処理水量)	汚水325,970 (57,480) 雨水142,300 (27,150)	同上	374	昭和52年12月27日 ～平成6年3月31日	6処理分区(一色112ha、小牧原540ha、小牧138ha、外山287ha、間々30ha、北里174ha)
平成4年5月18日 4令下水第2-12号	汚水1,784 (322) 雨水1,784 (322)	72,020 (水洗化人口)	40,078 (処理水量)	汚水452,430 (57,480) 雨水185,530 (27,150)	同上	468	昭和52年12月27日 ～平成9年3月31日	7処理分区(一色122ha、小牧原751ha、小牧123ha、外山404ha、間々173ha、北里203ha、中下8ha)
平成8年3月25日 8令下水第2-8号	汚水2,081 (322) 雨水2,081 (322)	88,590 (水洗化人口)	52,762 (処理水量)	汚水 52,330 (6,580) 雨水 24,200 (2,530)	同上	614	昭和52年12月27日 ～平成14年3月31日	9処理分区(一色134ha、小牧原764ha、小牧123ha、外山404ha、間々218ha、三ッ淵92ha、北里264ha、中下8ha、村中74ha)
平成10年9月25日 10令下水第2-17号	同上	同上	同上	汚水 52,330 (6,580) 雨水 24,700 (2,530)	桃花台汚水中継ポンプ場 藤島ポンプ場 自オポンプ場	601 (流域下水道 分担金除く)	同上	同上
平成13年5月29日 13令下水第1-2号	汚水 2,223 雨水 1,368	94,580 (水洗化人口)	57,099 (処理水量)	汚水 56,700 雨水 18,790	桃花台汚水中継ポンプ場 藤島ポンプ場 自オポンプ場	595 (流域下水道 分担金除く)	昭和52年12月27日 ～平成20年3月31日	9処理分区(一色138ha、小牧原784ha、小牧123ha、外山484ha、間々218ha、三ッ淵101ha、北里286ha、中下8ha、村中81ha)

(2)

認可年月日	事業計画区域面積 (ha)	計画処理人口 (人)	計画汚水量 (日最大) (㎥/日)	管渠延長 (m)	処理施設、ポンプ施設、貯留施設	建設事業費 (億円)	事業施行期間	備考
平成15年3月18日 14下水第40-19号	同上	同上	同上	汚水 57,070 雨水 18,720	桃花台汚水中継ポンプ場 藤島ポンプ場 自才ポンプ場 藤島雨水調整池	618 (流域下水道 分担金除く)	同上	同上
平成17年3月29日 16下水第2-20号	汚水 2,463 雨水 1,368	119,812 (水洗化人口)	76,803 (処理水量)	汚水 59,480 雨水 18,720	同上	645 (流域下水道 分担金除く)	昭和52年12月27日 ～平成24年3月31日	9処理分区(一色155ha、小牧原831ha、小牧 123ha、外山488ha、間々255ha、三ッ淵114ha、 北里302ha、巾下65ha、村中130ha)
平成19年3月20日 18下水第317号	汚水 2,463 雨水 1,380	同上	同上	汚水 59,530 雨水 19,870	同上	649 (流域下水道 分担金除く)	同上	同上 ➤予定排水区域拡大(中江川第2排水区12ha) ➤下小針雨水幹線追加
平成24年1月31日 23下水第232号	汚水 2,676 雨水 1,378	132,728 (水洗化人口)	75,312 (処理水量)	汚水 61,490 雨水 17,080	桃花台汚水中継ポンプ場 藤島ポンプ場 自才ポンプ場 藤島雨水調整池 堀の内調整池 小牧原北屋敷1号調整池 大輪ポンプ場 向町ポンプ場	679 (流域下水道 分担金除く)	昭和52年12月27日 ～平成30年3月31日	9処理分区(一色194ha、小牧原849ha、小牧 123ha、外山552ha、間々264ha、三ッ淵114ha、 北里321ha、巾下125ha、村中134ha)

(注)当初認可(昭和48年度)の全諸元及び平成10年度認可までの( )内諸元は、新市街地(桃花台ニュータウン)分を示す。



4 都市計画事業計画の経緯(小牧公共下水道)

(1)

認可告示年月日	排水面積及び 処理面積 (ha)	管 渠 延 長 (m)	処理施設、ポンプ施設、 貯留施設	建設事業費 (億円)	事業施行期間	備 考
昭和48年12月5日 48令下水第1-24号 愛知県告示第1119号	汚水 322 雨水 322	汚水 33,110 雨水 21,630	桃花台下水終末処理場 桃花台汚水中継ポンプ場	51.7	昭和48年12月5日 ～昭和54年3月31日	桃花台処理区
昭和53年1月9日 52令下水第1-44号 愛知県告示第9号	汚水 630(322) 雨水 586(322)	汚水133,480(47,580) 雨水 83,950(54,500)	桃花台汚水中継ポンプ場	126 (流域下水道分担金 24を含む)	昭和48年12月5日 ～昭和58年3月31日	流域関連公共下水道/4処理分区(小牧原322ha、小牧123ha、外山86ha、北里99ha)
昭和56年11月16日 56令下水第1-26号 愛知県告示第1172号	汚水 888(322) 雨水 844(322)	汚水219,500(57,410) 雨水 97,210(25,280)	同 上	191 (流域下水道分担金 20を含む)	昭和48年12月5日 ～昭和61年3月31日	5処理分区(小牧原322ha、小牧125ha、外山286ha、間々7ha、北里148ha)
昭和59年3月14日 59令下水第1-3号 愛知県告示第249号	同 上	汚水219,610(57,520) 雨水 99,080(27,150)	同 上	241 (流域下水道分担金 26を含む)	昭和48年12月5日 ～昭和65年3月31日	同 上
昭和60年4月22日 60令下水第1-14号 愛知県告示第453号	汚水1,050(322) 雨水1,006(322)	汚水255,390(57,520) 雨水112,490(27,150)	同 上	275 (流域下水道分担金 24を含む)	同 上	6処理分区(一色86ha、小牧原399ha、小牧125ha、外山286ha、間々7ha、北里148ha)
昭和62年3月27日 62令下水第1-1号 愛知県告示第256号	汚水1,074(322) 雨水1,074(322)	汚水261,850(57,480) 雨水119,830(27,150)	同 上	330 (流域下水道分担金 24を含む)	同 上	6処理分区(一色86ha、小牧原399ha、小牧125ha、外山286ha、間々27ha、北里151ha)
平成元年4月17日 1令下水第1-19号 愛知県告示第402号	汚水1,281(322) 雨水1,281(322)	汚水325,970(57,480) 雨水142,300(27,150)	同 上	374 (流域下水道分担金 33を含む)	昭和48年12月5日 ～平成6年3月31日	6処理分区(一色112ha、小牧原540ha、小牧138ha、外山287ha、間々30ha、北里174ha)
平成4年5月18日 4令下水第1-16号 愛知県告示第522号	汚水1,784(322) 雨水1,784(322)	汚水 19,860(3,130) 雨水 - ( - )	同 上	468 (流域下水道分担金 30を含む)	昭和48年12月5日 ～平成9年3月31日	7処理分区(一色122ha、小牧原751ha、小牧123ha、外山404ha、間々173ha、北里203ha、中下8ha)
平成8年3月25日 8令下水第1-17号 愛知県告示第245号	汚水2,081(322) 雨水2,081(322)	汚水 21,220(3,130) 雨水 該当なし	同 上	614 (流域下水道分担金 34を含む)	昭和48年12月5日 ～平成14年3月31日	9処理分区(一色134ha、小牧原764ha、小牧123ha、外山404ha、間々218ha、三ッ淵92ha、北里264ha、中下8ha、村中74ha)
平成10年10月5日 10令下水第1-21号 愛知県告示第730号	同 上	汚水 120 ( - ) 雨水 該当なし	桃花台汚水中継ポンプ場 自才ポンプ場	601 (流域下水道分担金 を除く)	同 上	同 上

(2)

認可告示年月日	排水面積及び 処理面積 (ha)	管渠延長 (m)	処理施設、ポンプ施設、 貯留施設	建設事業費 (億円)	事業施行期間	備 考
平成13年5月29日 愛知県告示第440号	汚水 2,168 雨水 1,368	汚水 120 雨水 該当なし	桃花台汚水中継ポンプ場 自才ポンプ場	573 (流域下水道分担金を除く)	昭和48年12月5日 ～平成20年3月31日	9処理分区(一色138ha、小牧原761ha、小牧123ha、外山473ha、間々218ha、三ッ淵101ha、北里265ha、巾下8ha、村中81ha)
平成15年3月18日 愛知県告示第197号	汚水 2,169 雨水 1,368	同上	桃花台汚水中継ポンプ場 自才ポンプ場 藤島雨水調整池	598 (流域下水道分担金を除く)	同上	9処理分区(一色139ha、小牧原761ha、小牧123ha、外山473ha、間々218ha、三ッ淵101ha、北里265ha、巾下8ha、村中81ha)
平成17年3月29日 愛知県告示第314号	汚水 2,361 雨水 1,368	同上	同上	616 (流域下水道分担金を除く)	昭和48年12月5日 ～平成24年3月31日	9処理分区(一色155ha、小牧原781ha、小牧123ha、外山476ha、間々255ha、三ッ淵114ha、北里262ha、巾下65ha、村中130ha)
平成19年3月20日 愛知県告示第213号	汚水 2,361 雨水 1,380	同上	同上	621 (流域下水道分担金を除く)	同上	➤同上 ➤排水区域拡大(中江川第2排水区12ha)
平成24年1月31日 愛知県告示第52号	汚水 2,537 雨水 1,378	同上	桃花台汚水中継ポンプ場 自才ポンプ場 藤島雨水調整池 大輪ポンプ場 向町ポンプ場	642 (流域下水道分担金を除く)	昭和48年12月5日 ～平成30年3月31日	9処理分区(一色194ha、小牧原782ha、小牧123ha、外山540ha、間々264ha、三ッ淵114ha、北里262ha、巾下125ha、村中134ha)

(注1)当初認可(昭和48年度)の全諸元及び平成10年度認可までの( )内諸元は、新市街地(桃花台ニュータウン)分を示す。

(注2)管渠延長:平成4年度及び7年度は、下水排除面積100ha以上の幹線管渠。平成10年度以降は桃花台汚水幹線。

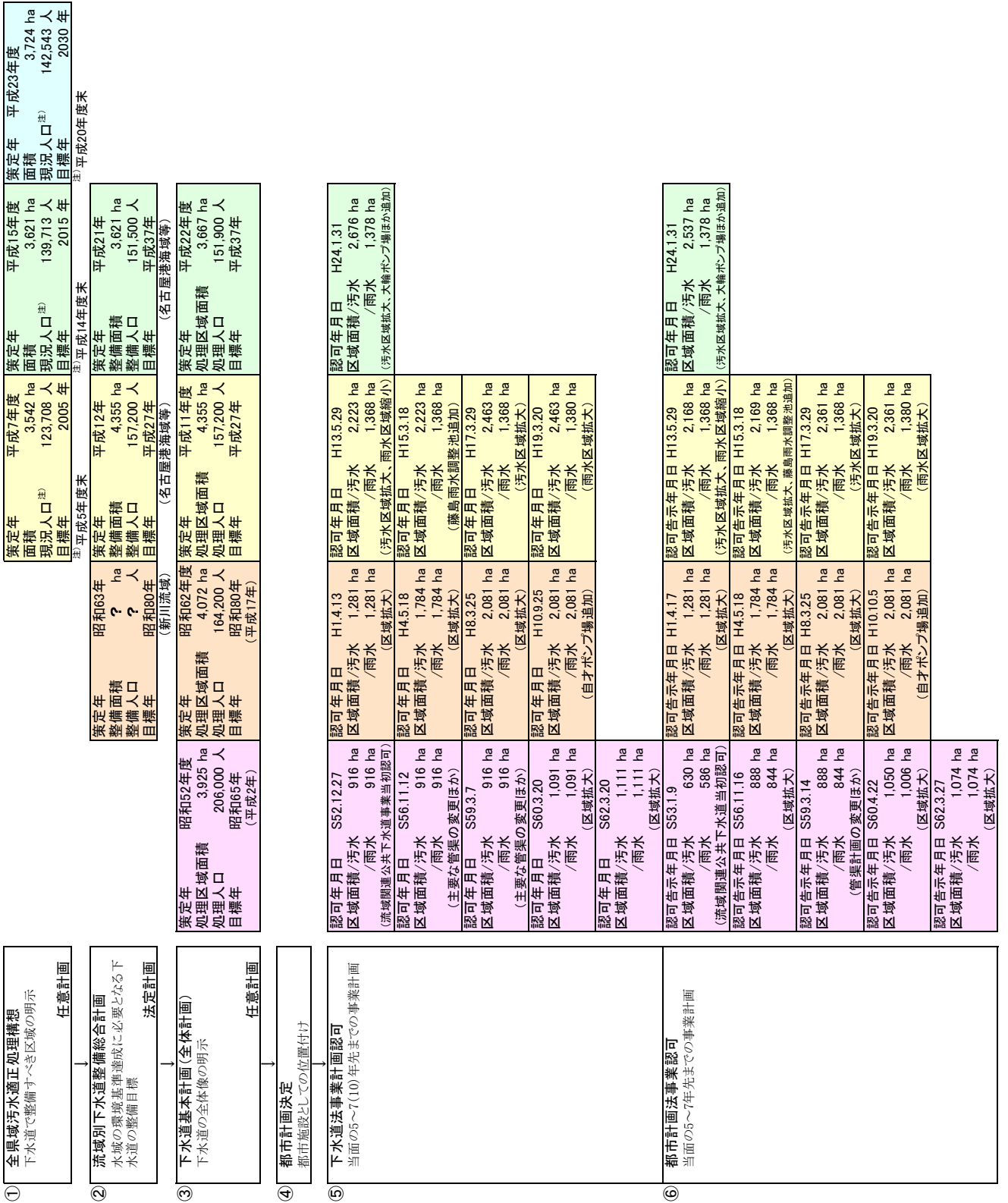
### 5 都市計画決定の経緯(小牧都市下水道)

計画決定年月日	排水区域面積 (ha)	排水区別排水面積 (ha)	幹線管渠延長 (m)	ポンプ場	概算事業費 (億円)	主な変更内容等
昭和52年11月24日 52令都計第5-109号	159	市之久田第1排水区 40.0 市之久田第2排水区 58.7 中島川排水区 60.3	市之久田幹線 760 小針幹線 1,090 藤島幹線 1,420 藤島放流幹線 10 計 3,280	藤島ポンプ場 (中島川排水区)		
昭和56年3月28日 56令都計第4-12号	60	中島川排水区 60.3	藤島幹線 1,420 藤島放流幹線 10 計 1,430	同上	14.9	市之久田第1排水区及び市之久田第2排水区を 廃止(公共下水道に変更)
昭和61年12月2日 61令都計第4-74号	—	—	—	—	—	廃止(公共下水道に変更)

### 6 都市計画事業計画の経緯(小牧都市下水道)

認可告示年月日	排水区域面積 (ha)	管渠延長 (m)	ポンプ場	建設事業費 (億円)	事業施行期間	備考
昭和53年2月22日 53令下水第1-5号 愛知県告示第188号	60		藤島ポンプ場	4.92	昭和53年2月22日 ～昭和56年3月31日	中島川排水区
昭和55年5月6日 55令下水第1-14号 愛知県告示第492号	同上	450	同上	4.12	昭和53年2月22日 ～昭和58年3月31日	同上
昭和58年1月17日 57令下水第1-34号 愛知県告示第33号	同上	同上	同上	5.12	昭和53年2月22日 ～昭和60年3月31日	同上

●小牧市流域関連公共下水道計画(汚水適正処理構想～事業認可)の経緯



## 資料2 規格等一覧

番 号	名 称	制 定	改 正
	<b>管きよ・継手類</b>		
	(プラスチック管)		
JIS K 6741	硬質塩化ビニル管	S29. 7. 20	H19. 3. 20
JIS K 6739	排水用硬質塩化ビニル管継手	S47. 2. 1	H19. 3. 20
JSWAS K-1	下水道用硬質塩化ビニル管	S49. 6. 25	H22. 3. 1
JSWAS K-2	下水道用強化プラスチック複合管	S49. 6. 25	H12. 5. 1
JSWAS K-3	下水道用硬質塩化ビニル卵形管	S59. 10. 1	—
JSWAS K-13	下水道用リブ付硬質塩化ビニル管	H11. 4. 1	H15. 2. 1
JSWAS K-11	下水道用レジンコンクリート管	H10. 10. 1	—
JSWAS k-14	下水道用ポリエチレン管	H12. 12. 1	H22. 4. 1
JSWAS K-15	下水道用リブ付ポリエチレン管	H13. 5. 1	—
JSWAS K-16	下水道用内挿用強化プラスチック複合管	H16. 1. 1	—
AS38	屋外排水設備用硬質塩化ビニル管継手(VU継手)	S61. 5.	H22.
JIS A 5350	強化プラスチック複合管	S59. 9. 1	H18. 7. 20
JSWAS K-2	下水道用強化プラスチック複合管	S49. 12. 25	H12. 7. 1
	(鉄筋コンクリート管)		
JIS A 5371	プレキャスト無筋コンクリート製品	S12. 7. 20	H16. 3. 20
JIS A 5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品	S12. 7. 20	H16. 3. 20
JIS A 5373	プレキャストプレストレストコンクリート製品	S12. 7. 20	H16. 3. 20
JSWAS A-1	下水道用鉄筋コンクリート管	S44. 12. 1	H23. 12. 1
JSWAS A-5	下水道用鉄筋コンクリート卵形管	S60. 7. 1	—
JSWAS A-9	下水道用台付鉄筋コンクリート管	H18. 5. 1	—
	(陶管)		
JIS R 1201	陶管	S25. 3. 16	H 3. 8. 1
	(鋳鉄管)		
JIS G 5525	排水用鋳鉄管	S34. 10. 1	H12. 3. 20
JIS G 5526	ダグタイル鋳鉄管	S49. 3. 1	H10. 11. 20
JIS G 5527	ダグタイル鋳鉄異形管	S49. 3. 1	H10. 11. 20
JSWAS G-1	下水道用ダグタイル鋳鉄管	S59. 10. 1	H22. 3. 1
	(鋼管)		
JIS G 3442	水配管用亜鉛めっき鋼管	S32. 10. 30	H16. 3. 20
JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	S37. 3. 1	H16. 3. 20
WSP 032	排水用ノントールエポキシ塗装鋼管	S51. 7. 5	H18.
JIS B 2301	ねじ込み式可鍛鋳鑄製管継手	S25. 3. 30	H16. 3. 20
JIS B 2302	ねじ込み式鋼管製管継手	S25. 3. 30	H10. 5. 20
JIS B 2303	ねじ込み式排水管継手	S34. 2. 17	H 7. 2. 1
	(鉛管)		
JIS H 4311	一般工業用鉛及び鉛合金管	S27. 3. 8	H18. 3. 25
SHASE S203	排水・通気用鉛管	H 7. 2. 1	H22.
	(銅管)		
JIS H 3300	銅及び銅合金継目無管	H 5. 11. 1	H24. 10. 22
JIS H 3401	銅及び銅合金の管継手	S54. 6. 1	H13. 3. 20
JCDA 0001	銅及び銅合金の管継手	S50. 10. 1	H24. 3. 1

番 号	名 称	制 定	改 正
	(ます、マンホール)		
JSWAS A-10	下水道用鉄筋コンクリート製小型組立マンホール	H18. 11. 1	—
JSWAS A-11	下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホール	H17. 4. 1	—
JSWAS K-7	下水道用硬質塩化ビニル製ます	H 8. 4. 1	H20. 1. 1
JSWAS K-8	下水道用ポリプロピレン製ます	H 8. 4. 1	H20. 1. 1
JSWAS K-9	下水道用塩化ビニル製小型マンホール	H 8. 4. 1	H20. 1. 1
JSWAS K-10	下水道用レジンコンクリート製マンホール	H 9. 4. 1	H20. 1. 1
JSWAS K-17	下水道用硬質塩化ビニル製リブ付小型マンホール	H21. 3. 1	—
	(ふた類)		
JIS A 5506	下水道用マンホールふた	S33. 3. 29	H20. 3. 20
SHASE S209	マンホールおよび格子ふた	S47.	H21.
JSWAS G-3	下水道用鋳鉄製防護ふた	H 8. 4. 1	H17. 7. 1
JSWAS G-4.	下水道用鋳鉄製マンホールふた	H21. 3. 1	—
	<b>配管付属品</b>		
	(ポンプ)		
JIS B 8325	設備排水用水中モーターポンプ	S43. 8. 1	H15. 3. 20
	(弁類)		
JIS B 2011	青銅弁	S26. 6. 26	H15. 3. 20
JIS B 2031	ねずみ鋳鉄弁	S33. 3. 29	H 6. 11. 1
	<b>施工材料</b>		
	(接合材料)		
JIS K 6353	水道用ゴム	S28. 3. 28	H23. 3. 22
JIS R 5210	ボルトランドセメント	S25. 7. 17	H15. 11. 20
JIS H 2105	鉛地金	S25. 3. 10	S30. 7. 22
	(施工材料)		
JIS A 5308	レデーミクストコンクリート	S28. 11. 7	H15. 12. 20
JIS A 6201	コンクリート用フライアッシュ	S33. 3. 3	H11. 3. 20
JIS A 5001	道路用砕石	S27. 10. 23	H20. 3. 20
JIS A 5003	石材	S34. 8. 1	H 7. 2. 1
JIS A 5005	コンクリート用砕石及び砕石	S36. 3. 1	H21. 3. 20
JIS A 5006	割ぐり石	S36. 7. 1	H 7. 2. 1
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	S39. 7. 1	H16. 9. 20
JIS G 3117	鉄筋コンクリート再生棒鋼	S44. 9. 1	S62. 3. 1
JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	S27. 11. 25	H16. 3. 20
JIS G 3106	溶接構造用圧延鋼材	S27. 11. 15	
	(雨水排除)		
JIS A 5522	ルーフトレン(ろく屋根用)	S50. 4. 1	—
JIS A 5706	硬質塩化ビニル雨どい	S42. 2. 1	H18. 3. 25
JIS A 6202	コンクリート用膨張材	S55. 3. 1	H20. 3. 20
JIS A 6204	コンクリート用化学混和剤	S57. 12. 1	H12. 7. 20

番 号	名 称	制 定	改 正
	<b>試験方法</b>		
JIS A 0101	土木製図. 通則	S33. 5. 30	H15. 5. 28
JIS A 0150	建築製図通則	S33. 5. 31	H11. 7. 9
JIS B 0011-1	配管の簡略図示方法第1部	H10. 1. 20	—
JIS B 0011-2	配管の簡略図示方法第2部	H10. 1. 20	—
JIS B 0011-3	配管の簡略図示方法第3部	H10. 1. 20	—
SHASE S001	図示記号	S37. 2.	H17.
	<b>衛生器具</b>		
JIS A 4401	洗面化粧ユニット類	S48. 7. 1	H17. 11. 20
JIS A 4410	住宅用複合サニタリーユニット	S51. 3. 1	H17. 11. 20
JIS A 0017	キッチン設備の寸法	S55. 2. 1	H10. 8. 20
JIS A 4413	住宅用配管ユニット	S51. 3. 1	H18. 8. 20
JIS A 4416	住宅用浴室ユニット	S55. 2. 1	H17. 11. 20
JIS A 4417	住宅用便所ユニット	S55. 2. 1	H17. 11. 20
JIS A 4418	住宅用洗面所ユニット	S55. 2. 1	H17. 11. 20
JIS A 4420	キッチン設備の構成材	S56. 3. 1	H17. 11. 20
JIS A 4421	設備ユニット用排水器具	S56. 3. 1	H 3. 10. 1
JIS A 5207	衛生陶器	S28. 10. 2	H12. 11. 20
JIS B 2061	給水栓	S25. 12. 16	H16. 3. 20
JIS A 5532	浴槽	S45. 9. 1	H23. 1. 28
JIS A 5712	ガラス繊維強化ポリエステル洗い場付浴そう	S54. 1. 1	H21. 2. 20
	<b>基準標準等</b>		
SHASE S010	空気調和・衛生・設備工事標準仕彙書	S61.	H 19.
SHASE S206	給排水設備基準・同解説	S42.	H 22.
SHASE S217	グリース阻集器	H 3. 2.	H20. 9. 1
	<b>ディスポーザ排水処理システム</b>		
JSWAS K-18	ディスポーザ排水処理システム —ディスポーザ部・排水処理部— 暫定規格	H24. 11. 1	—

注JIS：日本工業規格、JWWA：日本水道協会規格、JSWAS：日本下水道協会規格、SHASE：空気調和・衛生工学会規格、AS：塩化ビニル管・継手協会規格、WSP：日本水道鋼管協会、JCDA：日本銅センター規格

## 資料3 用語の説明

### 【あ行】

#### あふれ縁

衛生器具又はその他の水使用機器の場合はその上縁において、タンク類の場合はオーバーフロー口において水があふれ出る部分の最下端をいう。

#### インバート

下水の流下を円滑にするため、ます及びマンホール等の底部に設けた凹形の導水路をいう。

#### 雨水管

雨水を排除するための管をいう。

#### 雨水立て管

ルーフドレインや雨といからの雨水を雨水ます等へ導く、鉛直又は鉛直と45度以内の角度で設ける管をいう。

#### 雨水ます

雨水管の会合点、中間点及び屈曲する箇所には設けるますで、下水道施設へ土砂が流入することを防止するため、ます底部に泥だめを設けたものをいう。

#### 衛生器具

水を供給するために、液体もしくは洗浄されるべき汚物を受け入れるために、又はそれを排出するために設けられた給水器具・水受け容器・排水器具及び附属品をいう。

#### 汚水

一般家庭、事務所、事業所(耕作の事業を除く。)、工場等からの生活、営業及び生産の活動による排水をいう。ただし、屋内排水設備では、「雑排水」と区分して、し尿を含んだ排水を「汚水」という。

#### 汚水管

汚水を排除するための管をいう。

#### 汚水ます

汚水管の会合点、中間点及び屈曲する箇所に設けるますで、汚水が円滑に流下するよう半円状のインバートを設けたものをいう。

#### オフセット

配管経路を平行移動する目的で、エルポ又はベンド継手で構成されている移行部分をいう。

### 【か行】

#### 返し通気管

器具の通気管を、その器具のあふれ縁より高い位置に一度立ち上げそれから折り返して立ち下げ、その器具排水管が他の排水管と合わさる直前の横走部へ接続するか、又は床下を横走りして通気立て管へ接続するものをいう。(器具の通気管を、その器具のあふれ縁より高い位置に立ち上げたまま通気立て管に接続できないような場合に用いられる。)

#### 各個通気管

1個のトラップを通気するため、トラップの下流から取り出し、その器具よりも上方で通気



系統へ接続するか、又は大気中に開口するように設けた通気管をいう。

#### **合併槽**

汚水及び雑排水を合わせて貯留するための排水槽をいう。

#### **管きよ延長**

管路延長からマンホール(ます)の内り寸法を除いた延長をいう。

#### **間接排水**

食品関係、洗濯関係及び医療関係の機器等は、排水管の詰まり等により排水が逆流したとき衛生上危険な状態になることがある。また、トラップの封水が破れたとき有害なガス等が侵入することがあるので、これらの排水は、排水管と直結して排出することをせず、一度、大気中に開放して、所要の排水空間をとって、間接排水用の水受け容器に排出させる。このような排水方法を間接排水という。

#### **管頂接合**

上流管と下流管の管頂(内面上端)を一致させる接合をいう。

#### **管中心接合**

上流管と下流管の管中心を一致させる接合をいう。

#### **管底高**

水準基準面から管の内面下端までの高さをいう。

#### **管底接合**

上流管と下流管の管底を一致させる接合をいう。

#### **寒冷地用ます**

冬期間、土の凍上等によるますの被害をなくすための寒冷地向きのますをいう。

#### **管路延長**

マンホール(ます)とマンホール(ます)の中心間の距離をいう。

#### **器具排水管**

衛生器具に附属又は内蔵するトラップに接続する排水管で、トラップから他の排水管までの間の管をいう。

#### **器具排水負荷単位による方法(器具単位法)**

屋内排水設備の排水管、通気管及び雨水管の管径決定法の一つで、ある器具の排水量を標準器具(洗面器)排水量(28.5l/分)で除し、それに器具の同時使用率、器具の種別による使用頻度、使用者の種類等を考慮し、洗面器の単位を1として定めた単位を用いて管径を決定する方法をいう。

#### **供用開始の公示**

公共下水道管理者が下水を排除することができる地域について、あらかじめその供用を開始すべき年月日等の公示を行うことをいう。

#### **供用通気管**

背中合わせ、又は並列に設置した衛生器具の器具排水管の交点に接続して立ち上げ、その両器具のトラップの封水を保護する1本の通気管をいう。

## 計画下水量

下水道の施設の容量を定めるために用いる下水量をいい、計画汚水量及び計画雨水量がある。

## 計画時間最大汚水量

計画の目標年次において、1時間当たりの汚水流出量として最大となる計画汚水量をいい、地下水量及び工場排水量を含む。管路、ポンプ場等の計画に用いる。

## 下水

汚水及び雨水を総称していう。

## 下水道

下水を排除するために設ける、管きよ、その他の排水施設と、これに接続して下水を処理するために設ける処理施設(浄化槽を除く。)又はこれらの施設を補完するために設けるポンプ施設その他の施設の総体をいう。(下水道法第2条第2号参照)

## 結合通気管

排水立て管内の圧力変化を防止又は緩和するために排水立て管から分岐して立ち上げ、通気立て管へ接続する通気管をいう。

## 降雨強度

目的とする時間(5、10、15、60分等)当たりの降雨量を1時間当りの降雨量(mm)に換算したものをいう。

## 汚水公共ます

宅地内等からの汚水を、公共下水道に取り入れるもので、公道と民有地との境界付近に設けられ公共下水道管理者が設置し、管理を行うものをいう。

## 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために、地方公共団体が管理する下水道をいう。(下水道法第2条第3号参照)

## 工場・事業場排水

工場・事業場の生産活動により生じた排水で、これらの中には、そのまま排出されると、下水道施設の機能低下又は損傷あるいは処理場からの放流水の水質を悪化させたりするものがある。これらの排水を、一般の排水と区別して工場・事業場排水という。

## 合理式

降雨強度曲線を選定し、降雨の継続時間、流達時間等を吟味して計画雨水量を算出する式をいう。

## 合流管

汚水と雨水を合わせて排除するための管をいう。

## 合流式

汚水及び雨水を同一の管きよで排除する方式をいう。

## 小型マンホール

点検及び清掃用機器の搬出入に用いる内径60～30cmのマンホール。材質としては、鉄筋コンクリート製、レジンコンクリート製、硬質塩化ビニル製がある。近年、維持管理器具の小型化

等と相まってコスト削減施策として将来延伸が見込まれない管きょの起点や中間点等に採用が多くなっている。

## 【さ行】

### サイホン作用

トラップ封水がサイホンの原理により流下することをいう。器具自身の排水によって生ずる自己サイホン作用と、他の器具の封水による負圧によって生ずる誘導サイホン作用がある。

### 雑排水

ちゅう房その他の設備から排除されるし尿を含まない排水をいう。

### 実験式

計画雨水量を算出するための経験公式をいう。

### 指定工事店制度

排水設備の設置に際し、構造等の技術上の基準を確保するために地方公共団体が条例によって排水設備に関する工事の設計及び施工を行う工事店を指定する制度をいい、この工事店には、一定の資格を有する責任技術者が専属していなければならないとされている。

### 湿り通気管

2個以上のトラップを保護するため、器具排水管と通気管を兼用する部分をいう。

### 遮集管渠

合流式下水道において、雨水を雨水吐き室で分流し、雨天時汚水として処理場へ流下させる管渠をいう。

### 受託制度

公共下水道管理者が、排水設備の設置義務者から工事を受託し、自ら行う制度をいう。

### 浄化槽

便所と連結してし尿、又はし尿と雑排水とを処理する設備又は施設をいう。この浄化槽は下水を微生物の働きによって腐敗及び酸化分解し衛生的に無害な水にして放流する。

### 除害施設

工場や事業場からの排水のうち、下水道の施設の機能を低下又は損傷したり、処理場からの放流水の水質を悪化させるおそれのあるものを処理する施設をいう。

### 助成制度等

排水設備の設置、くみ取り便所の改造等を行う場合、地方公共団体の条例により、工事費の一部又は全部について地方公共団体が補助あるいは貸付等の資金的援助をする制度をいう。

### 処理区域

公共下水道により下水を排除することができる地域のうち、排除された下水を終末処理場により処理を開始することができる旨公示された区域をいう。

### 伸頂通気管

最上部の排水横管が排水立て管に接続した点よりもさらに上方へその排水立て管を立ち上げ、これを通気管に使用する部分をいう。

### 浸透管(浸透トレンチ)

掘削した溝に砕石を充填し、さらにこの中に浸透ますと連結された有孔管等を設置すること

により雨水を導き、碎石の側面及び底面から地中へ浸透させる施設をいう。

#### **浸透側溝**

側溝の周辺を碎石で充填し、雨水を側面及び底面から地中へ浸透させる施設をいう。

#### **浸透性平板(浸透性ブロック)**

透水性のコンクリート平板及び目地を通して雨水を地中へ浸透させる機能をもつ舗装をいう。

#### **浸透ます**

透水性のますの周辺を碎石で充填し、集水した雨水を側面及び底面から地中へ浸透させる施設をいう。

#### **浸透マンホール**

底面や側面に有孔があるものや透水性の空隙を有するもので、浸透ますより規模の大きい施設をいう。

#### **水封**

トラップに水を蓄えて、排水管等からの臭気・下水ガス・害虫等が室内に侵入するのを防止することをいう。

#### **水面接合**

上流管と下流管の計画水位を水理学的に一致させる接合をいう

#### **水理特性曲線**

管きょ内の流水状態は、断面の形状や水深の程度に応じて、流速及び流量が変化する。この関係を表した曲線をいう。

#### **節水形便器**

洗浄、排水、封水等の機能を維持しながら1回当たりの使用洗浄水量を減らして節水を図った便器をいう。

#### **設置義務者**

公共下水道の供用が開始されると、当該地域の建物の所有者、土地の所有者、公共施設の管理者等は、排水設備を設置しなければならない。これらの所有者や管理者を設置義務者という。

#### **掃除口**

屋内排水管の詰まり、あるいは流れが悪くなった場合、管内を容易に掃除できるように適切な位置に、また屋外排水管の会合点や屈曲点等でますを設置することが困難な場合、排水管の保守点検を容易にするための開閉口をいう。

#### **即時式利用形態**

事務所・デパート等器具利用が特定の短時間内に限定されない利用形態で、利用者が待つことがまれな場合をいう。

#### **阻集器**

排水中に含まれる有害・危険な物質、望ましくない物質又は再利用できる物質の流下を阻止、分離、収集して、残りの水液のみを自然流下により排水できる形状・構造をもった器具又は装置をいう。

## 側溝

道路の側方に設置し、路面の雨水をまずに導く開きよをいう。

## 【た行】

### 対策降雨処理能力

雨水を排除することが可能な時間限当りの降雨量をいう。

### 待時式利用形態

劇場・学校など器具利用が短時間に集中する利用形態で、利用者の一部が待つことがある場合をいう。

### 段差接合

上流管と下流管の管底に段差を設ける接合をいう。

## 通気

排水系統において、排水を円滑にし、かつ排水によって生ずる気圧変動からトラップの封水を保護する目的で空気を流通させること、又はタンク類において水位変化によって生ずる気圧変動を調整する目的で空気を流通させることをいう。

### 通気管

排水系統又はタンク類において通気のために設ける管をいう。

### 通気立て管

排水系統のいずれの箇所も空気の循環が円滑に行われるように設けられた縦の通気管をいう。

### 通気主管(通気ヘッダ)

通気立て管及び伸頂通気管を大気中に開口する前に、これらの管を1本にまとめた管寄せ部分をいう。

### 定常流量法

屋内排水設備の排水管、通気管及び雨水管の管径決定法の一つで、衛生器具の使用頻度と器具排水特性による排水管の負荷の変動を正確に把握し、統計的手法により負荷流量を予測し、管径の決定をする方法である。

### ディスポーザ

野菜くず等の生ごみを水とともに破砕するための装置。ディスポーザを用いた方式には、生ごみを破砕して水と一緒に直接下水道に流し込む「ディスポーザを単体で使用する」と生ごみをディスポーザで破砕後、排水処理部で処理し下水道に接続する「ディスポーザ排水処理システム」がある。

### 透水性シート

浸透施設設置のため掘削した地山と砕石との間又は浸透製品との境に設置するもので腐食しにくい化学繊維等でできているシートをいう。

### 土かぶり

地表面から、埋設する管きよの天端までの深さをいう。

### トラップ

水封の機能によって排水管又は公共下水道からガス、臭気、衛生害虫等が排水管及び器具を経て屋内に侵入するのを阻止するために設ける器具又は装置をいう。また衛生器具等の器具に接続して設けるトラップを器具トラップという。

#### **トラップます**

衛生器具には原則として器具トラップを設けることとされているが、既設の衛生器具等において、トラップの取付けが困難な場合、食堂・生鮮食料品取扱所で残漆物が排水に混入し、公共下水道に支障をきたすおそれのある場合、合流式下水道において雨水排水系統からの臭気の発散を阻止する場合等に設けるトラップを有するますをいう。

#### **トラップのウエア**

トラップ下流のあふれ面の下端をいう。

#### **取付け管**

汚水ます又は雨水ますと下水道本管とを接続するために布設する管をいう。

#### **泥だめ**

下水道施設へ土砂が流入することを防止するため、雨水ますの底部を取付け管の管底より低くして土砂等がたまるようにしたものを用いる。泥だめ深さは通常15cm以上とする。

#### **ドロップます**

屋外排水設備に用いるますのうち、上流・下流の排水管の落差が大きい箇所に設けるますをいう。

### **【な行】**

#### **逃し通気管**

排水・通気両系統間の空気の流通を円滑にするために設ける通気管をいう。

#### **二重トラップ**

汚水の流れの方向に直列に2個以上のトラップを設け、その間に有効な通気管がない場合をいい、器具トラップを有する排水管をトラップますのトラップ部に接続するような誤った例を指す。

### **【は行】**

#### **排水**

不用となり、施設の外に排出する水をいう。ただし、屋内排水設備では、「雨水」と区分して建物内で生じるし尿を含む排水及び雑排水等を「排水」という。

#### **排水管**

排水設備における排水管とは、衛生器具、医療機器、製造機器等及び敷地等からの下水を公共下水道へ排水する管をいう。ただし、屋内排水設備では汚水及び雑排水を排水する管を雨水管と区分して「排水管」という。

#### **排水口空間**

排水系統に直結している器具もしくは水受け容器のあふれ縁、又は排水を受ける床面と間接排水管の管端との間の垂直距離をいう。

#### **排除方式**

下水を排除するための方式をいい、分流式と合流式とがある。

## 排水設備

排水を公共下水道に流入させるために設ける、建物または敷地内等の排水管きょ及び付帯設備の総称をいう。

## 排水槽

地階の排水又は低位の排水が自然流下によって直接公共下水道に排出できない場合、排水をポンプで揚水して排出するため一時貯留する槽をいう。

## 排水立て管

器具排水管や排水横枝管からの排水を排水横主管へ導く鉛直又は鉛直と45°以内の角度で設ける管をいう。

## 排水横枝管

器具排水管から排水を、排水立て管又は排水横主管へ導く横管をいう。

## 排水横主管

排水横枝管及び排水立て管からの排水をまとめて敷地排水管(屋外排水設備)へ導く横管をいう。

## バレル

汚水を貯留する円筒状の水槽。

## 必要通気量

排水系統に障害を起こさないために、通気管に流すことが必要とされる空気量をいう。

## 封水

排水管等からの臭気・下水ガス、衛生害虫等が室内に侵入するのを阻止するため、トラップ内に保持する水をいう。

## 封水強度

排水管内に正圧又は負圧が生じたときのトラップの封水保持能力をいう。

## 副管

管きょの接合が段差接合(通常、0.6m以上)となる場合、マンホールの底部の洗掘を防ぎ汚水の飛散を防止するために設ける管をいう。これにより、マンホール内での作業が容易になる。

## 分流式

汚水及び雨水を、それぞれ別の管きょで排除する方式をいう。

## 分離ます

ポンプ設備の保護、又は処理施設の負荷量を軽減するため、雑排水から砂、粗大固形物、油脂等を分離できる能力をもった排水設備用の汚水ますをいう。主として、小規模下水道による排水設備に用いる。

## 【ま行】

### マンホール

管きょの検査、点検、清掃のため人が出入りする施設をいう。

### 水受け容器

使用する水、又は使用した水を一時貯留、あるいはこれらを排水系統に導くために用いられ

る器具及び容器をいう。

#### **目詰り防止装置**

浸透施設に流入するごみ、枯れ葉、土砂等を阻止するため、管や浸透ますの底部等に設置し、目詰りによる浸透能力の低下を防止する施設をいう。

#### **【や行】**

##### **横管**

水平又は水平と45°未満の角度で設ける管をいう。

#### **【ら行】**

##### **流下時間**

管きょに流入した雨水がある地点まで管きょ内を流れるのに要する時間をいう。

##### **流出係数**

降雨量に対する、管きょに流入する雨水量の比率をいう。

##### **流達時間**

流入時間と流下時間との和をいう。

##### **流入時間**

雨水が排水区域の最遠隔の地点から管きょに流入する時間をいう。

##### **ループ通気管**

2個以上のトラップを保護するため、最上流の器具排水管が排水横枝管に接続する点のすぐ下流から立ち上げて、通気立て菅又は伸頂通気管に接続するまでの通気管をいう。

##### **ルーフトレイン**

雨水を雨水立て管に導くため、屋根面等に設ける器具をいう。



## 資料4 参考文献

- 1) 下水道排水設備指針と解説－2004年版－ 社団法人 日本下水道協会
- 2) 下水道施設計画・設計指針と解説－2009年版－ 社団法人 日本下水道協会
- 3) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説－2004年版－ 社団法人 日本下水道協会
- 4) 事業場排水指導指針－2002年版－ 社団法人 日本下水道協会
- 5) 下水道維持管理指針－2003年版－ 社団法人 日本下水道協会
- 6) 排水設備事務要覧 平成20年 社団法人 日本下水道協会
- 7) 受益者負担金等事務事例集 平成18年12月 社団法人 日本下水道協会
- 8) 下水道事業の手引き 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課監修 平成24年版  
日本水道新聞社
- 9) 平成23年度下水道白書 日本の下水道 社団法人 日本下水道協会
- 10) 逐条解説下水道法 第二次改定版 下水道法令研究会編著
- 11) 下水道経営ハンドブック 下水道事業経営研究会編集 第23次改定版（平成23年）
- 12) ディスポーザー導入時の影響判定の考え方 平成17年7月 国土交通省都市・地域整備局下水道部 国土技術政策総合研究所下水道研究部
- 13) 排水設備要覧 名古屋市上下水道局 平成24年4月
- 14) 雨水浸透阻害行為許可のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針（新川・境川（逢妻川）  
猿渡川流域編） 平成23年7月 愛知県建設部河川課
- 15) 五条川左岸流域下水道全体計画書 平成22年3月 愛知県尾張建設事務所
- 16) 五条川左岸流域下水道事業計画変更認可申請書 平成23年度 愛知県尾張建設事務所
- 17) 小牧市公共下水道基本計画 計画説明書 平成23年3月 小牧市
- 18) 小牧市公共下水道基本計画 計画説明書・資料編 平成23年3月 小牧市
- 19) 小牧市流域関連公共下水道事業計画 事業変更計画説明書・資料編 平成23年度 小牧市水道  
部下水道課
- 20) 小牧市下水道工事設計・積算・管理基準 第1篇 設計・積算基準 平成24年4月 小牧市上  
下水道部下水道課
- 21) 小牧市下水道施設基本図 平成24年4月 小牧市上下水道部下水道課
- 22) 下水道実施設計の手引き ー資料編ー 平成22年度 財団法人 愛知水と緑の公社 下水道部